



## Japan Society for Tobacco Control

### 日本禁煙学会

<http://www.jstc.or.jp/> E-mail desk@nosmoke55.jp  
〒162-0063 東京都新宿区市谷薬王寺町 30-5-201  
Tel 03-5360-8233 FAX 03-5360-6736

北海道議会議長 村田憲俊様  
北海道議会 自民党・道民会議長 佐々木俊雄様  
北海道議会 自民党・道民会議 御中

2019年10月8日

一般社団法人 日本禁煙学会 理事長 作田 学

### 北海道議会新庁舎に JT 寄贈の喫煙室を設置する暴挙は許されません

#### 記

喫煙率が全国一の北海道において、喫煙対策は道民の健康を増進するための最優先課題のひとつです。にもかかわらず、10月4日、北海道議会の自民党・道民会議は、北海道議会新庁舎の自派控室に JT から寄贈される喫煙室を設置することを自派の議員総会で決定しました。日本禁煙学会は、以下の理由により本決定に強く抗議するものです。

1. 【受動喫煙被害】喫煙室からタバコ煙が漏出して庁舎内に拡散することは不可避です<sup>1)</sup>。
2. 【タバコ規制の遅延】JTによる「喫煙室贈呈」は、道議会最大会派がタバコ産業に対し「タバコ規制の遅延」という利益誘導を行う素地となり、道民の健康被害拡大につながります。
3. 【国際条約違反】2を理由として、タバコ産業からの利益供与を受け入れることは、タバコ規制条約 (FCTC) にて禁止されています<sup>2)</sup>。
4. 【税金の無駄遣い】喫煙室に係る費用は自派の喫煙利用議員ですべて賄うとのことですが、喫煙室の電気料金、清掃料金、近い将来に予想される撤去コストなどを全額負担することが担保されていません。
5. 【道議会の権威と品格失墜】圧倒的世論が喫煙室設置を求める会派決定に厳しい批判を行っているにもかかわらず、タバコ産業から寄贈を受領することは、道民からの信託を裏切る行為で、道議会の権威と品格を失墜させます。
6. 【無責任】JTの寄贈無しに自民党会派の喫煙者が自費で喫煙室を設置するとしても、負の遺産を道議会に残すこととなります。議員には任期があり、永続的施設として残ることになる喫煙室設置の決定は無責任です。
7. 【不必要】喫煙の本質はニコチン依存症であり、各種執務の遂行に喫煙は必須なものではありません。全国の飲食店や各種行政機関等において、職場に喫煙室がなく勤務時間中の禁煙がルール化されていても、喫煙従業員は問題なく自身の業務を行っています。喫煙者は喫煙する必要があるとの前提で喫煙室設置を議論するのは誤っています。

以上

注1) タバコ規制条約(FCTC)、米国公衆衛生長官報告など。

(FCTC 第 8 条ガイドライン)。

(1) タバコ煙曝露ならびに受動喫煙の毒性には安全なレベルはない。これは科学的証拠により否定されている。換気、空気清浄機、喫煙区域の指定（換気系を分離しようといまいと）などの解決策が無効であることはこれまでに繰り返し証明されてきた。そして、工学的解決策は受動喫煙からの保護をもたらさないと科学的な確定的証拠が存在する。

(2) すべての人々は受動喫煙から守られなければならない。すべての屋内の職場とすべての公衆の集まる場所は禁煙でなければならない。

注 2) タバコ規制条約第 5 条三項など。

(FCTC 第 5 条三項ガイドライン)

19. タバコ産業から政府施設、官僚、従業者への支払金や、金銭あるいは現物による贈答やサービス、研究資金の拠出は、利益相反を生み出しうる。個人的な利益が職責判断に影響する可能性は潜在的に存在するので、利益相反はたとえ好意的な配慮をする約束が交わされない場合でも生ずる。これは国連総会の公務員行動規範にもみられ、いくつかの政府や地域の経済統合組織でも明らかにされている通りである。

勧告

4.8 締約国は、政府や準政府団体の公務員や従業者が、金銭もしくは現物での給付、贈与、サービスなどをタバコ産業から受けることを一切許可すべきではない。

4.9 締約国は、憲法が許す場合には、タバコ産業やその利益のために働く団体から、政党、候補者、選挙運動への寄附金を禁止すべきである。これが憲法上許されない場合には、そのような寄附金についての全面開示を要求すべきである。